

議案第40号

平成31年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成31年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ358,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		53,972 ^{千円}
	1 繰入金	53,972
2 繰越金		30
	1 繰越金	30
3 諸収入		235,537
	1 貸付金元利収入	235,516
	2 雑入	21
4 市債		68,468
	1 市債	68,468
歳入合計		358,007

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		358,007 ^{千円}
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	358,007
歳出合計		358,007

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	千円 68,468	政府資金から普通貸借による。	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。